

第4回中野区男女共同参画・多文化共生推進審議会 議事要旨（案）

【開催概要】

日時：令和3年6月21日（月曜日）午後7時～午後9時まで

場所：区役所5階 教育委員会室（Web会議を併用）

委員出席状況：出席委員12名〔遠藤由紀夫、勝木江津子、小山奈美、齋藤明美、永野靖、中村敏子、野口さやか、水嶋恵利那、広岡守穂（会長）、ファーラーグラシア、宮川学、横田雅弘（副会長）〕（敬称略）

その他出席者：中野区 5名〔企画部ユニバーサルデザイン推進担当課長 堀越恵美子、文化国際交流担当課長 矢澤岳、障害福祉課長 河村陽子、事務局2名〕

【議事要旨】

1 議事

【ユニバーサルデザイン推進担当課長 資料説明】

議事要旨案について、みなさまにご了承いただけたらと思っております。

議題1の審議の方向性ですが、資料2のイメージ図のとおりとなります。

次に、答申案についてですが、みなさまには、短期間の間に答申案をご確認いただき、またご意見をいただきありがとうございました。ご意見は別紙にまとめています。では答申案についてポイントを押さえながらご説明させていただきます。

まず、1ページ目「はじめに」のところですが、これにつきましては、会長のほうで、答申までの経緯を記載するというページです。

次に2ページ目が「検討の背景」となります。下から2段落目がポイントとなるかと思いますが、基本的人権を踏まえるものであり、侵害することは許されないということ、そして社会的包摂の理念に基づき始めて成り立つということ、そして最後に多様性や社会的包摂について考えることを促す内容も盛り込むべきと書いてます。みなさまのご意見を踏まえた内容になっています。

3ページ目の、2「多様性推進」について条例に盛り込むべき事項について、目的と条例の考え方、こちらに、交差性、インターセクショナルリティでや社会的包摂の視点も必要と書いています。そして最後に、「知らない」ことを無くすための努力を続けていくことが重要で、と記載させていただいております。

次ページの3「基本理念」について条例に盛り込むべき事項についてですが、「男女共同参画等」の部分では、個人の多様なあり方、自分らしい生き方が尊重されることが必要と書かせていただいております。次の「多文化共生」につきましては、対等な関係を築きながら、「年齢・世代」のと

ころでは、交流を深めるということがキーワードかと思っています。「障害」では、社会的障壁を感じることのない環境が整えられるということ、「その他」としまして、審議会でもご議論いただききました、交差性の視点も含めることが重要、といったことを記載させていただいております。

5ページ目、4「区・事業者・区民の役割」について条例に盛り込むべき事項について、のところで、「区の役割」としまして、施策を総合して推進すること、そして連携して多様性を推進することを書き、「事業者の役割」のところでは、環境作りに努めること、協力するよう努めること、「区民の役割」については、多様性を認め合い、社会的包摂が実現させるように努めること、施策への協力も務めることとしております。最後に「全体の役割」として、まちがひとつになるために、この3つが互いの連携を高めるよう努めることが重要としております。

最後の6ページ目は、取り組みの考え方と推進体制の考え方です。

一つ目が、「教育の充実」、意識の醸成の取り組み、次が「積極的な情報提供」、区は情報を広く届けるということ、そして「区民等の活動の促進」こちらもご意見をいただいた部分ですが、支援することが必要、ということを書いています。

最後に推進体制ですが、こちらも「相談体制の整備」といたしまして、相談・支援体制を整える必要がある、「推進体制の整備」としまして。常設の区長の附属機関を置く必要があるということ、また課題ごとの検討会議や相談機能をもうけるなど、ということを書いています。また、この条例の主旨に反し、人権や多様性を尊重しない行為があった時は、区長報告を求め指導することができるということ、区長の指導に従わない場合は、相当の措置ができる必要があることを、ご意見に基づき記載しています。

(広岡会長)

ありがとうございます。本日は答申案の文言を決めていきたいと考えております、決めきれなかった場合は、座長、副座長に預らせていただいて、決めていきたいと考えております。それをまた次回お示しいたします。中村委員どうぞ。

(中村委員)

この審議会の設置条例第2条の所掌事項に、「審議会は、区長の諮問に応じ、男女共同参画及び多文化共生に係る施策を推進するために必要な事項を調査する・・・」、といった内容があったのですが、具体的に言えば、基本は男女共同参画と多文化があって、審議にかかる視点の中に4つの視点が入ってくるのかなと改めて思いました。

横田先生がアンブレラのような感じにして、多文化共生と、男女共同と、その下にまたついて、というご意見もありましたし、この4つが絡んでくることで、複合差別の問題というのが新たに出てきているから、その問題の中で考えていければいいのかなと思ってしまったので、取り返しがつかないかもしれませんが、意見として出しました。

(広岡会長)

その方向だと思っておりますが、いかがですか。

(中村委員)

障害の代表の方は審議会のメンバーに入っていないと思いますが、そういった方のご意見も聞かないと中々難しいのではないかなと思ったのですが。データとか、現状分析とか。

(横田副会長)

私は4つを並列させると考えてきました。スタートは男女共同参画と多文化共生で始まっていますが、その2つがメインにきて、その中で障害とか世代がインターセクショナルリティとして入ってくると考えていたのではなく、あくまで4領域をアンブレラすると考えておりました。

私が当初から申し上げておりました、4つの領域は同じように進んでいたわけではなく、また性格も異なるので、それぞれの特色があると思います。

4つの領域では男女共同参画が進んでいるので、これについては一つのモデルとして条例の改定等、先行させてはどうかという意見を申しました。

(中村委員)

男女共同参画と多文化共生を軸にして枝葉を広げていくのかと思っておりましたので、4つの領域が並列というのに違和感がありました。議論し直して欲しいということではありません。

答申案について、現状分析がないと感じています。また新条例の位置づけ、委員の方々のご意見が組み込まれていない印象を持ちました。

(広岡先生)

答申案と、できあがる条例は別に考える必要があります。条例は答申に則ったものが作られると思います。ただ、議会にはいろいろな考え方がありますので、我々は区民を代表しているわけではないので、我々の意見が全部は通らない可能性があるなということは覚悟しないとはいけません。

私の考えは、答申は短くしなければならない、議論されたことの中身は添付資料に付けるなりして、これもお示しするべきだと思っております。区長に対して、知っていることを説明する必要はないですが、さりとして区民が読んで解らないのは困りますので、解かりやすい文章でということと事務局に指示し作成しました。

いくつか気になる点はございます。「男女共同参画等」という言葉について、私の考えでは、現在、一番新しい問題として、LGBT、SOGIの問題について、どの位置づけにするか、自治体によって見解は異なっています。男女共同参画とは切り離し、人権の問題だという考え方もあります。おそらく事務局はそのことがあり、「等」という言葉を使ったと思いますが、別の表現の仕方があるかと思っておりますので、変えるのもいいかと思っております。

条例の名称についてですが、これは我々の権限を越えているのではないかと思います、条例名を区民から公募する場合もありますし、区の判断に委ねることがいいと思います。議論が十分に盛

り込まれていないことについては、答申の文章を見ますとそうかも知れませんが、肝心なことは条例の構造からして区民の役割、事業者の役割、区の役割をどうするか、そして実際の取り組みをどうするかというところが非常に重要です。その件については、ご議論いただいた方向性とピッタリ合致した内容となっております。

禁止事項についての記載がないといったご意見があったと思いますが、実は、行政の文章としては最大限のものになっております。区長が指導できる、といった条例にして下さいと書いております。禁止事項という事に関しては、最大限盛り込んでおります、その表現がこれになります。もっと強い方がよいというご意見がありましたら、そうしても良いかもしれませんが、私はこれ以上は議会に通らないのではと考えております。区長が指導できるというのは、非常に踏み込んだ、委員の意見が反映された内容になっております。

(横田副会長)

私も中村委員と同じように所掌事項について質問いたしました。4つの視点について諮問されておりますので、それにはもちろんお答えしますが、「障害」「世代」の視点が追加された理由について教えていただけますか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

最初の審議会の条例を作ったときに、この2つの文言を使わせていただきましたが、その後に、基本構想ができ、この中に、多様性を生かし新たな価値を生み出します、という部分があり、国籍や文化、年齢、障害、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、といった具体的な事例としてあげておまして、いわゆる多様性と言ったときに、多文化と男女以外、性自認もありますが、年齢と障害が多様性を表しているという判断を元に区としても事例としてあげているところです。

4つを並列にしてありますが、審議会の所掌事項を超えているとは捉えておりません。多様性の4つの視点というところでご審議いただいているところでございます。

(広岡会長)

私は違和感なく議論を進めてまいりました。実際、多文化共生と男女共同参画と、考えたときに、それに関連する多様性というと、年齢の多様性とか障害者、健常者、あの諮問を受けて、お年寄り、子ども、障害者の問題を視野に入れた上で答申をするというのは、私はこの審議会は見識があるかと思えます。障害のある方に対して差別をなくそう、偏見をなくそうといったときに、外国人差別をなくそうといったことと同じ考え方に則っているというのをここで示すのは、大変見識のある意義のあることだと考えております。

(横田副会長)

所掌事項の範囲の問題にこだわっている訳ではなく、なぜだろうということでした。事務局から基本構想の説明もありましたが、他の視点が入ってくることは違和感がないということは理解しました。

(広岡会長)

多様性というときに、ダイバーシティという言葉を使っていますが、さらにインクルージョン、包摂という言葉を使って、本当に多様性を認めるということは、社会的包摂ということを経験に入れておかないと行けないということが提言できて、これは男女共同参画の中だと、出てこない視点だと思います。

中々気がつきにくい視点だと思うので、障害者の問題が入ってきて初めて多様性をどう受け止めるかといったときに、大変重要な視点になると思います。そういうことは定義できるので、アンブレラ条例をつくる意味合いがはっきり打ち出されたと思っているところです。

(中村委員)

会長が言っていることは良くわかっていて、そうだと思います。複合的差別は問題になっておりますので、組み込むことに異論はありません。

(横田副会長)

私も大賛成です。多様性を話すとして、あるところだけ強調されるのはアンブレラとして望ましくないと考えております。4つの進み方は異なりますので、実効性は異なってくるかと思いますが、多様性として、全体を扱っていくことは重要だと思っています。

(広岡会長)

具体的な文言に入っていきたいと思います。事務局いかがですか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

答申案の2ページ目、3段目の「多様性は」ではじまる場所ですが、「侵害」の文言の前に、「基本的人権を侵害することは」としてはどうかというご意見をいただきました。この部分いかがでしょうか。

(広岡会長)

どなたのご意見でしょうか。

(永野委員)

私です。多様性は侵害するとは言いませんので、入れてた方が良いでしょうということでした。

(広岡会長)

そうですね、修正しましょう。次はいかがですか。「男女共同参画等」もでしょうか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

4ページ目のところですが、「男女共同参画等」ではなく、「男女共同参画および性自認と性的指向」とはっきりと書くというご意見をいただいております。

(広岡会長)

「等」はやはり違和感があります。心はわかりますが、後退している印象を受けますので、「等」をとるか、「男女共同参画および性自認と性的指向」とした方が良いかと思いますが、いかがですか。

(横田副会長)

「男女共同参画および性自認と性的指向」が良いと思います。男女共同参画という中にすでに含まれている他の自治体もありますが、私はちょっと違和感がありますのは、男女共同参画は「男女」とだしているのと性の多様性がイメージ的にはちょっとずれているところがあるので、「男女共同参画および性自認と性的指向」とした方が意味的にすっきりします。

(広岡会長)

ご意義ありませんでしたら、変更いたします。他はいかがでしょうか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

3ページ目の第2見だしのところで、「何人も、国籍、人種、民族、障害、性別、性自認、性的指向等を理由とする不当な差別的取扱いや人権侵害をしてはならないということを条例に明示すべきです。また、区が、国籍、人種、民族、障害、性別、性自認、性的指向等を理由とする不当な差別を解消する責務を負うことを条例に明示すべきです。」とい文を追加してはどうかというご意見がございました。

(広岡会長)

私は十分に書かれているかと思いましたが、飛ばしてしまっているようなところがあり申し訳ありません。どなたでしょうか。

(永野委員)

複数の委員から、様々な属性に基づく不当な差別的取扱いをしてはならないということを書くべきだというご意見があったかと思います。私自身も入れて欲しいと思いましたので、送らせていただきました。

(広岡会長)

推進の目的のところと文言がかぶってしまうのではと思うのですが、いかがですか。

(永野委員)

私はかぶってもいいと考えております。憲法で言えば、13条、14条が書いてあるというイメージでした。

(広岡会長)

同じような言い回しが何回も出てくるのが違和感があり、事務局に色々削ってもらいましたが、みなさんはいかがでしょう。私としては、推進の目的でそのことをうたうとかの方が良いと思います。いかがでしょう。

(永野委員)

位置にこだわりはありません。

(広岡会長)

わかりました。ではその方向で修正して、場合によってはA案B案として事前にお示しして、ご検討いただくということよろしいでしょうか。

(横田副会長)

確認ですが、私もあまり重なって同じことを書くのは良くないと思いますが、今の永野委員のご発言の主旨というのは、差別をするべきでない、といったはっきりとした文言が欲しいと理解したのですが、であれば、推進の目的のところに書くのがいいのではと、私も賛成いたします。

(広岡会長)

ではその方向で進めていきます。事務局、他にありますか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

同じページで、最後のところに、「区は、性別役割分担意識の解消、性的指向・性自認の理解の増進や性的指向・性自認に関する偏見の解消、多文化共生に関する理解の増進や国籍、人種、民族に関する偏見の解消、障害に関する理解を促進する責務を負うことを条例に明示することが必要です」という一文を追記してはどうかというご意見がございます。

(広岡会長)

これは責務のところに書いていますので、特段、ここに入れる必要はないと思いましたが、いかがでしょう。

(永野委員)

これも私ですが、区の役割のところにに入れていただければいいと思いました。文章表現はお任

せします。

(横田副会長)

賛成します。責務のところは、少し柔らかな表現になっていますので、永野委員のご意見を反映させるといいのではないかと思います。

(広岡会長)

そのような方向で検討します。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

その他ご意見に関しましては、そのとおりに修正することで会長、副会長に確認していただきましたので、修正いたします。

(広岡会長)

では私の方から、審議会として押さえておかないといけないところについて、提案したいと思います。一番大事なのは、「取り組み・推進体制」のところだと思います。具体的に何を書くか、実効性の問題と絡めて、ここが一番肝要なところだと思います。取り組みの考え方のところでは、教育、情報提供、区民等の活動の促進。啓発的な活動を要に構成してあります。

もう一つ、推進体制のところですが、相談体制と推進体制の整備ということで構成されておりますが、これで良いかということ、私自身は最大限盛り込まれていると思っております。ただ、苦情という言葉や、オンブドといった言葉は使いませんでした。言いたい気持ちはありますが、議会の調整等考えると、相談体制という柔らかい言葉にしておいた方がここは良いのではと思っております。

推進体制について、色々な考え方があるかと思いますが、私は庁内に担当部署をおいて、庁内組織全体として推進していく、区長を本部長として。それと審議会を作りチェックするというのが大事なのかと、あるいは行動計画を作るというのもあるのでしょうか、4つの分野ということを見るとちょっと大変かという気もしました。そこでこのような構成にしましたが、ご意見のある方いらっしゃいますか。

(中村委員)

苦情処理というのが入った方が良いと思います。男女条例の方には苦情処理がありますが、現在機能していないように聞いておりますが、いかがでしょうか

(広岡会長)

相談体制または苦情処理ですね。区役所の体制を考えたときに、できないことを提言してもいけませんし、色々考えた末の判断でした。

(横田副会長)

2点あります。「相談」というのは確かに弱いと感じます。相談・要望、といったことを付け加えてもいいのではないかと思います、あるいは、苦情処理を出して反応を見ながら区長の方でご判断しながら落とし込んでいくのもいいかと思います。

もう一つは、全体に関わる事ですが、実効性ということが繰り返し言われてきたとすると、この取り組みの考え方のところに、本条例は実効を伴うものにするという考えが重要だということを示されるのはどうかと思いました。

(広岡会長)

ありがとうございます。中村委員、一番大事なことを言い忘れておりましたが、推進体制の整備のところ、区長が指導できると書いてあります。これは事実上の苦情処理であり、苦情処理よりもっと強い内容です。

ここで、場合によっては苦情処理より強い刃を付けていい、とここでは提案しております。私は苦情処理という言葉は無理に使う必要はないと思っており、相談というのはもっと広いですから。こちらの方が苦情処理よりもっと強いと思っており、いかがでしょうか。

(永野委員)

今の説明を聞いて、よく考えて作られたということがわかりました。課題ごとに条例を作るなり、改定するなりの必要も出てくるかと思いますが、本日話を聞くまではわからなかった部分がありましたが、抽象的な理念のものだけが出てきて、課題ごとの実効性として条例なり制度ができてこないという困るな、という発想がありましたが、必ずしもそういうことではないということは解りましたので、この部分は良いかと思いました。

(広岡会長)

解りづらい部分もあったかと思いますが。区長にはダイレクトに伝わるように作ってあります。他のご意見はありますか。

(勝木委員)

これに関連してですが、私は男女平等専門委員を長年勤めておりますが、全然実効性がないというのは申し上げてきたところです。ここまでやるのであれば、予算的措置についても明記していただきたいと思います。今後、実効性を考えるのであれば、権限と予算はつけとかないといけない。書き方については、指導、推進体制をとるための予算措置をとるなどです。

(広岡会長)

今の時点では、書き方が非常に難しいと感じました。

(勝木先生)

指導する、意見を述べるなどという場合は、必ず調査を厳密にしないといけません。

(横田副会長)

推進体制の整備の中の最後の文章にしっかりとした予算措置をとる旨を記載するのは良いのではないかと思います。予算について、答申に書き、押さえるというのは良いのではないかと思います。

(広岡会長)

検討させていただきます。

(勝木委員)

必ず入れるべきだと言っているわけではないのですが、意識を高めるという意味では、本気度を示すこととなりますので、予算について明記することは、解りやすい表し方となります。どういう形でも結構です。推進体制となった場合は、予算についても言っておいた方が良さだろうということです。

(広岡会長)

わかりました、ありがとうございます。

(中村委員)

私も勝木委員に賛成です。実効性を持たせるのであれば、担保として予算のことをどこかで踏み込まないといけないと思います。

(広岡会長)

検討いたします。

(横田副会長)

予算が実効性を担保する具体的な事項として出ましたが、人的配置や予算措置を含め、きめ細やかな体制といった、人的配置を加えても良いのではないかと考えました。こういうことをする場合は人的配置も当然に付いてくるものですが、釘を刺す意味で良いかなと思いました。

(広岡会長)

宿題とさせていただきます。

(ファーラー委員)

附属機関とはどのようなものですか。

(広岡会長)

審議会とか、そのようなものですが、事務局、ご説明をお願いいたします。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

会長がおっしゃったように、審議会のイメージでございます。検証ですとか調査ですとか、そういったものができる可能性があると考えております。

(広岡会長)

他はいかがでしょうか。ないようでしたらこの形で進めてさせていただきます。

次に進みます。今が一番大事なことで、次に大事な部分ですが、それぞれの役割のところですが、ご意見ありますでしょうか。特段ございませんか。

では次に、4ページ目についてはいかがでしょうか。答申の特徴としては、多様性と包摂、インクルージョン、この2つをキーワードとして4つの視点を具体的にイメージするところにあります。それぞれの属性に関わらず、多様性を大切にしていこう、そのために相互の理解も必要だというのが一つです。

もう一つは、多様性を大切にするというのは、包摂という言葉です。人的なネットワークをつくるということです。そういう包摂、インクルージョンがなければ、多様性といってもいけないことが示されたのは、私は大変良かったと思っております。正直、包摂という言葉、インクルージョンが浮かんでおりませんでしたので、委員のご意見の中から、提示された言葉であります。

すべての人の人権を尊重するということは多様性を大事にするということ。多様性を大事にするということは、口先だけの問題だけではなく、すべての人が自分の思いを実践して生きていくことができるようなネットワークを持っていること。そういうネットワークをつくる、社会的に包摂していくのを中野区は目指してください、という仕組みになっています。

私は大変みなさんの知恵がうまい具合に一つにまとまったと感じておりますが、いかがでしょうか。ご発言ください。

(勝木委員)

多様性、インクルージョンという言葉が出てきましたが、読んだときに、もう少し明確な定義をしていただかないと理解ができないのではないかと危惧します。多様性と社会的包摂がどのような関係にあるのか、多様性と言ったときに、何を言っているのか、親切に説明していただきたい。これが、条例を結ぶ大きなキーワードとなるので、理解されず、真意が伝わらないのはもったいないです。

もう一つ、多様性と言ったときに、基本的人権とかと結びつく時と、そうではない時があるので、使い分けていただかないといけないかなと思います。

(広岡会長)

私は基本的人権と多様性は結びついていると考えておりましたが、ご説明をお願いします。

(勝木先生)

多様性は抽象的な概念だと思います。人権の概念とするのであれば、そのことについて説明する必要があります。

(広岡会長)

男女、国籍、文化、年齢、障害の有る無し、具体的に多様性の中身について説明しておりますが、それ以上にもっと必要でしょうか。

(勝木委員)

多様性と言っている時に、一つの問題について説明している時は良いですが、全部くくってしまった時に、色々な、基本的人権という概念にとらえると違和感があります。そういう時に同じレベルで議論するのはどうなのかなという感じがしますので、使い分けていただきたいと思います。

加えて、世界人権宣言に謳われていると書いてありますが、はっきりと明確には言われていなくて、第2条に不平等の問題を言っているだけなので、そういう要素も多様性の中にありますけれど、それは書かれていないので、ニュアンスの違いみたいなものがあるので、用語の使い方を慎重にして欲しいというのが一つと、多様性と言っている時の根拠条文は何だろうかと考えた時に、憲法13条が正に当てはまるどころだと思うので、そこは押さえておいた方が良く考えます。

(広岡会長)

私も包摂という言葉には最初、使う分野が違うのではないかと違和感がありました。しかし、よくよく考えますと非常に問題提起的で、アピールする力があると思います。

多様性と具体的にいったときに、自分の本来の姿で差別されることなく、生きていくことができるというイメージがありますが、具体的に差別されずに生きていくためにはどのような条件が必要か考えた時に、包摂が非常に大事なことだと思います。

社会学でいうとソーシャルキャピタルとなりますが、ネットワークをお互い提供し合う社会を作ろうという提言になりますので、とても良いと思っています。ただ、この言葉で良いのかというのはありません。

(勝木委員)

言葉が一人歩きして皆が勝手なイメージを持つといけけないので、ここではこういう使い方をしますよというような定義をしないといけけないと思います。

(中村委員)

私もそう思います。受け止め方がそれぞれになってしまうと思うので、文章によって後退するイメ

ージを持ってしまう恐れがあります。

(広岡会長)

わかりました、考えてみます。

(野口委員)

社会的包摂のところですが、ダイバーシティ&インクルージョンが外国から入ってきた言葉なので、みんながふわっとしたイメージを持ってしまうかも知れませんが、新聞とかでもこのカタカナを多く見るようになりました。あえて日本語に訳すと、共生社会となるかと思いますが、社会的包摂という訳をあてたのはどうしてでしょうか。カタカナの方が理解しやすいかなと思います。

(ファーラー委員)

英語では多様性はダイバーシティ、普通に言えば、エンブレイス・ダイバーシティ、抱える、エンブレイスのもので、多様性自体は人権とは関わらないです。普通はエンブレイス・ダイバーシティですので、多様性をエンブレイスして、包摂的に世界に引っ張るということです。

(広岡会長)

ありがとうございます。

私は多様性は何なのか、基本的人権を大切にするとはどういうことかについて、踏み込んで議論ができていると思っております。ただ、私自身がインクルージョンを、何だそれは、と思ったくらいなので、日本語の使い方についてきちんと定義をしないといけないのかも知れません。

野口委員、方向性についてはご意義ありますか。

(野口委員)

インクルージョンまで入れないといけないと思っておりますが、社会的包摂という表現方法にして皆に伝わらないといけないので、メディアで使用されているカタカナにした方が解りやすいのではないかと思いました。包摂という言葉は難しいと感じます。

(広岡会長)

ダイバーシティとインクルージョンについて、どのような社会を指すのか、簡単にご説明いただけますか。

(野口委員)

ダイバーシティというのは、色々な属性があること。日本は単一民族ではないということかと思いますが、インクルージョンというのは、人はそれぞれ違うというのを認め合いましょうということです。

(広岡会長)

私自身はインクルージョンは、例えば貧しい方たちとかストリートピープルに使う場合は、人間関係を持ってもらう、社会の中にもう一回入ってもらい、巻き込んでいく。ネットワークを作ることによって、行動範囲とか視野とか仕事も持つチャンスを見つけてもらおうという、そんな意味合いもあるかと思います。

特に、貧困対策でのインクルージョンはそういった意味合いで使われていると思います。エンパワー、自分がもっている力を高め、社会の中で生きていくという時に、最初のステップがインクルージョンだと、そういった捉え方をしております。

具体的に、中野区役所がインクルージョンのためのシステムを作るなりネットワークを作るなり、直接やらなくても民間でそういった活動をしているグループがあれば支援するとか、そういうことをしてくださいという意味合いを込めて考えております。今申し上げたことで、文章を作っても良いでしょうか。中村委員、ファーラー委員はいかがでしょうか。

(ファーラー委員)

先ほど、翻訳を見ましたが、エンブレイスは抱擁、多様性を抱擁してインクルーシブな社会に引伸張ということです。インクルーシブ教育は、例えば、障害を持つ子どもたちも平等に教育の機会を与える、そういった支援をすることですので、インクルージョンはやはり平等に扱い、同じようなチャンスを与えるということです。

(横田副会長)

野口委員がおっしゃったように、ダイバーシティ&インクルージョンの方が社会的に浸透してきていると思います。社会学でインクルージョンを社会的包摂と言い換えたりしますので、初出のときに、インクルージョン(社会的包摂)としておくのが良いのではないかと思います。その後はインクルージョンで通した方が、これからインクルージョンが浸透していくことを考えると良いのではないかと思います。

もう一つ、定義が必要だという話がありましたが、2番のところで、SOGIについてアスタリスクで用語解説がされておりますが、このような説明ではなく、文章中に溶け込ませる形で定義するのが望ましいと考えます。社会的包摂、インクルージョンについてももう少し書くことが必要で、良くある、誰一人取り残さない社会ですとか、インクルージョンについてはあまり聞いたことがない方もいらっしゃると思いますので、ダイバーシティとインクルージョンの関係も含めた、その両者があって、我々の求めているものが達成されるということについての文章を入れていくのは賛成いたします。

(ファーラー委員)

多様性を尊重することと、基本的人権を守ることにについては、分けた方が良いと思います。

(広岡会長)

少し収束させていただいて、なるべく早めに提案して、場合によっては A 案 B 案として、検討していただきたいと思います。

私は男女共同参画で条例作りとかをやってきましたが、エンパワメントという言葉が好きです。一人ひとりが持っている力をエンパワメントする、そのエンパワメントのためには必ずネットワークが必要になります。ネットワークをつくる機会を色々な形で役所、国が提供するべきだと、それが本当の意味での、男女共同参画に繋がると私は考えてきましたが、場合によってはエンプロイアビリティとか、そういった言葉でも構わないかも知れませんが、少し文章を作らせていただきますので、ここはこれで一旦宿題とさせていただいてよろしいでしょうか。よろしければこれでやらせていただきます。

私を取り上げなかったところで、足りないとかありましたらご指摘ください。

(中村委員)

ネットワークとか繋がりというと、拠点施設があると良いと思います。

(広岡会長)

付属の文章に入れましょう。何か良い文章がありましたら事務局の方にお送りください。社会的包摂のためには拠点施設が必要だ、そんな議論をしましたと、そんな文章ですかね。

他にいかがでしょうか。特段ないようでしたら、次回についてですが、今回は最後になるかと思いますが、緊急事態宣言が解除されましたので、一回みなさんにお集まりいただく手もありますし、ここまで Web 上でやってきたので、Web 会議のままで良いというお考えもあるかと思いますが、私は、安心できるような状態ではないと考えておりますので、最後も Web 会議が良いのではと考えておりますが、事務局はどのようにお考えでしょうか。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

第5回は7月21日水曜日の夜を予定しています。中野区ですべての回をオンラインでやった審議会はありません。コロナの時代に、オンライン上でも十分にご審議いただけたというのは、一つ、区にとっても有り難いこととなりますが、みなさまでご検討いただければと思います。

(野口委員)

私も賛成です。人数が多いですし、ワクチン接種がまだの方もいらっしゃいますので、今回はオンラインのままで仕方ないかと思います。

(広岡会長)

直接会った方が良いという方、いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないようでしたら、最終回についてもオンラインで実施させていただきます。

残り20分となりましたが、他に議論を深めるべきところはありますでしょうか。

(ファーラー委員)

中野区在住の外国人の友人、留学生が、他の区より先に予防接種の予約をすることができ、とてもうれしい、感謝の気持ちを中野区に伝えたいということでした。

(広岡会長)

留学生の方は本当に苦勞されていると思いますし、不安でしょうがないかと思いますので、それは良かったです。

他にありますでしょうか。ないようでしたら、締めさせていただきますと思います。事務局お願いします。

(ユニバーサルデザイン推進担当課長)

3回目の議事要旨につきましては、ご承認が得られましたのでホームページに掲載いたします。4回目の議事要旨も同じように案をお送りしますので、ご確認いただければと思います。日にちが近づきましたらご連絡いたします。最後、マイナンバーのご提出についてもご協力をお願いいたします。

(広岡会長)

長い時間ありがとうございました。

2 閉会

午後9時 閉会